

平成 24 年度における大阪府内の大気汚染の状況について

大気環境の状況

年平均値の推移

○二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均値は緩やかな改善傾向にあります。

環境基準の達成状況

○平成24年度における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準については、一般局^{*}、自排局^{*}とも全ての測定局で達成しました。

※一般局：一般環境大気測定局
自排局：自動車排出ガス測定局

[参考]

平成23年度における浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況については、大阪を含む広い地域で黄砂が観測された影響により、測定局の達成割合は約2割（101局中21局）となっています。



自排局における大気汚染状況の監視・測定

二酸化窒素

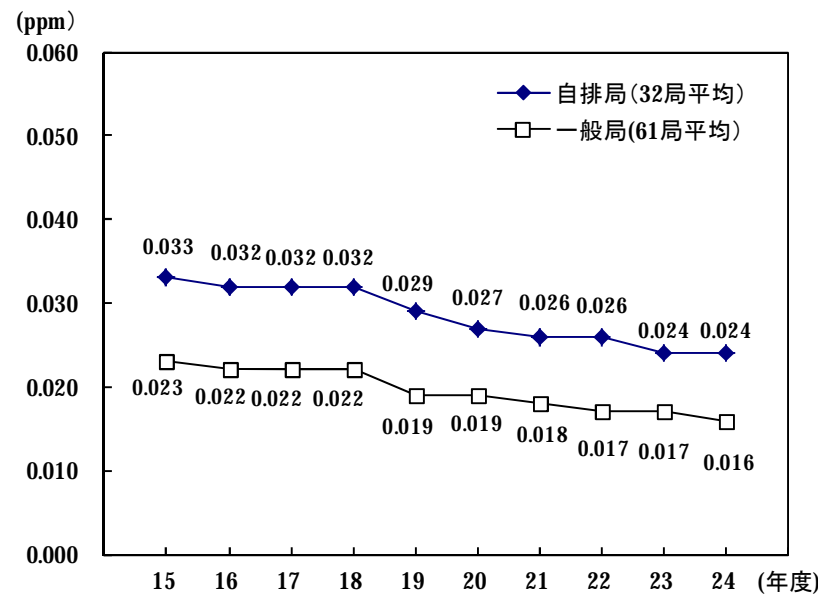
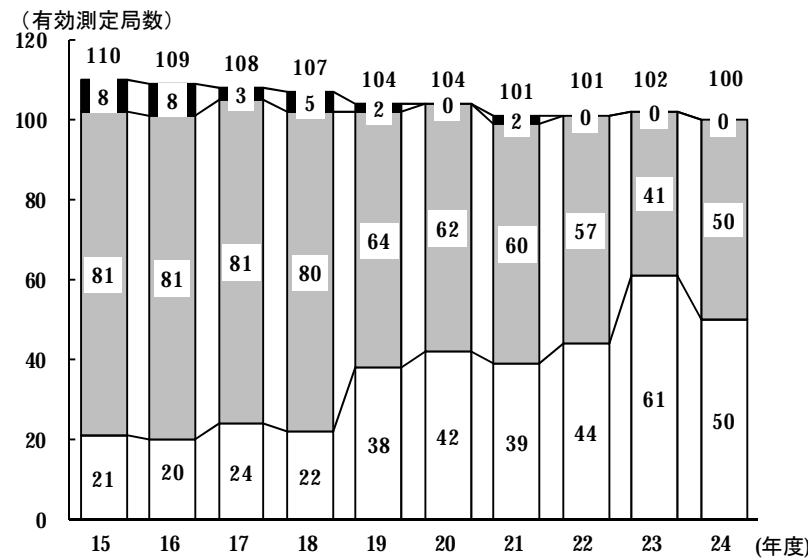


図1 年平均値の推移



- 日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えた測定局数 (環境基準非達成局)
- 日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内の測定局数 (環境基準達成局)
- 日平均値の年間98%値が0.04ppm未満の測定局数 (環境基準達成局)

図2 環境基準の達成状況の推移

浮遊粒子状物質

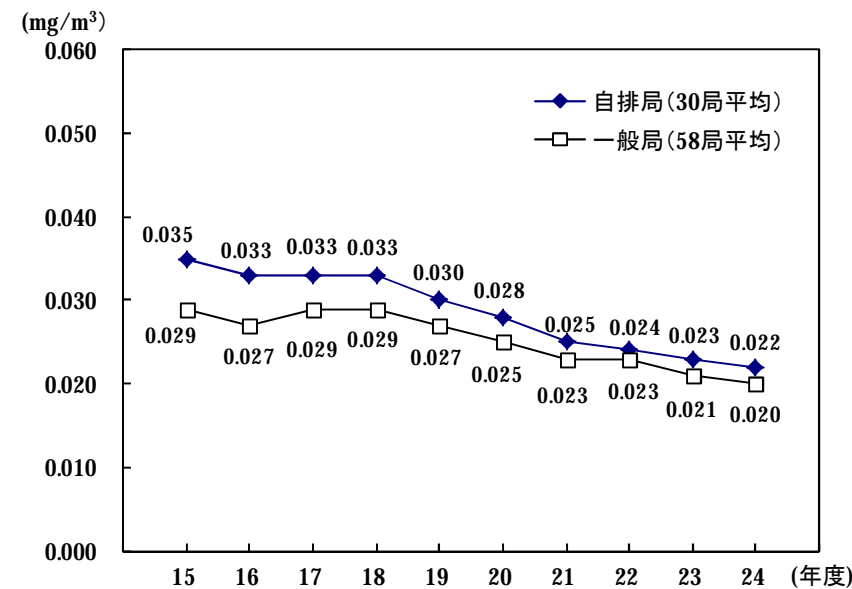
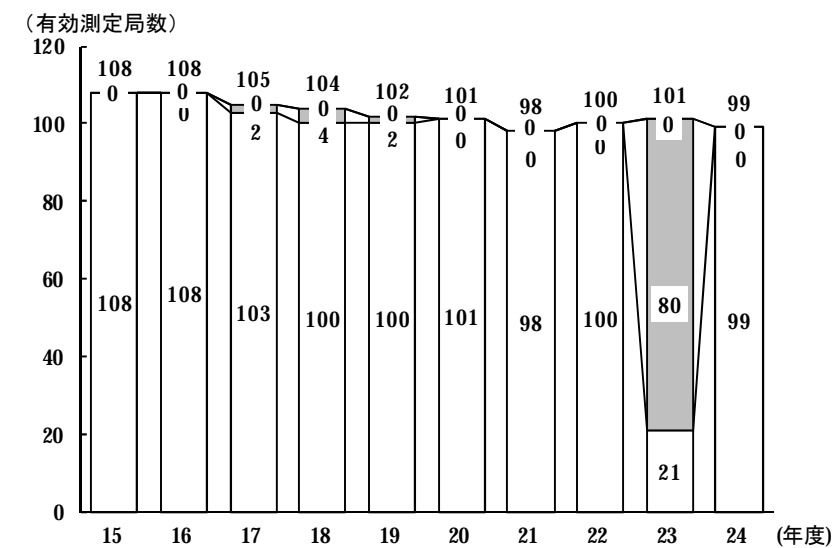


図3 年平均値の推移



- 日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³を超えた測定局数 (環境基準非達成局)
- 上記を除く測定局で2日以上連続して日平均値が0.10mg/m³を超えた測定局数 (環境基準非達成局)
- 環境基準達成局数

図4 環境基準の達成状況の推移

(参考資料) 大気汚染に係る環境基準及び監視測定局の設置状況

1 大気汚染に係る環境基準について

○環境基準とは、
環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準

項目	基準値
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること

備考：1 ppmとは1 m³の大気中に1 cm³の汚染物質が存在する場合の濃度を示す。
1 μg (マイクログラム) = 0.001mg = 0.000001g=100万分の1g

2 評価方法

(1) 長期的評価

ア NO₂ (年間98%値)

年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値(365日分の測定値がある場合、低い方から358番目の値)を環境基準と比較して評価を行う。

イ SPM (年間2%除外値)

年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合、高い方から7日分の測定値)を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。
ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、環境基準を達成しなかったものとする。

(2) 短期的評価 (SPM)

測定を行った日の1時間値、8時間値または1日平均値について、環境基準と比較して評価を行う。

凡例

一般環境大気測定局

- 大阪府所管
- 政令市所管
- ◆ 一般市町所管

自動車排出ガス測定局

- 大阪府所管
- 政令市所管
- ◇ 一般市町所管

